

認定こども園まことしょうじこども園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 設置法人名 | 社会福祉法人 まこと鳴滝会 |
| (2) 所在地 | 和歌山県和歌山市園部381番地28 |
| (3) 電話番号 | 073-455-6469 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 富森 義登 |

2. 利用施設

| | |
|--------------|--|
| 名称 | 認定こども園まことしょうじこども園（幼保連携型認定こども園） |
| 所在地 | 大阪府門真市小路町7-34 |
| 電話番号 | 06-6908-5959 |
| 施設長氏名 | 塩崎 翔 |
| 開設年月日 | 平成27年4月1日 |
| 利用定員 | 1号認定子ども（教育標準時間認定） 9名（3・4・5歳各3名） 2号認定子ども（保育認定） 3歳：28名 4歳：28名 5歳：28名 3号認定子ども（保育認定） 0歳：18名 1・2歳：56名 |
| 本園の 目的・方針 | <p>認定こども園まことしょうじこども園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、乳児及び幼児への保育・教育と子育て支援を行うことを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ・「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います ・「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。 |

3. 当園における施設・設備の概要

(1) 施設

| | | |
|----|-------|----------|
| 敷地 | 敷地全体 | 1182.74㎡ |
| | 園庭 | 592.17㎡ |
| 園舎 | 構造 | 鉄骨造3階建て |
| | 延べ床面積 | 977.91㎡ |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備 考 |
|----------|-----|--------------|
| 乳児室 ほふく室 | 2 | さくら・もも組 |
| 保育室 | 5 | ゆり・そら・ばら・つき組 |
| 遊戯室（ホール） | 1 | |
| 一時保育室 | 1 | |
| 調理室 | 1 | |
| 事務室 | 1 | 事務室内に看護室完備 |

4. 職員の配置状況

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------------|----|----|-----|-------------|
| 園長 | 1 | 1 | | |
| 園長代理 | 1 | 1 | | |
| 主幹保育教諭 | 2 | 2 | | |
| 保育教諭 | 28 | 16 | 12 | |
| 看護師 | 1 | 1 | | |
| 事務員 | 2 | 1 | 1 | |
| 保育補助（朝の掃除・夕方保育補助） | 5 | | 5 | |
| 嘱託医 | 3 | | 3 | 内科医 歯科医 薬剤師 |
| 用務員（門の見守り） | 2 | | 2 | |

※職員配置は在園児数により変動の可能性があります。

5. 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

| | |
|--------|--|
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで（土曜日希望保育あり） |
| 教育標準時間 | 午前7時30分～午後16時30分 |
| 預かり保育 | 午後16時30分～19時30分（別途追加料金あり） |
| 休園日 | <夏休み> 8月1日～8月15日位まで（希望保育あり） |
| | <冬休み> 12月29日～1月4日 |
| | <春休み> 3月31日 |
| | <その他> 土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 その他園長が認めた日 |

【2号認定子ども・3号認定子ども（保育認定）】

| | |
|--------|---|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで |
| 保育時間 | 【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 |

| | |
|------|---|
| | 8時30分～16時30分（8時間） |
| 延長保育 | 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合下記の時間帯において、実施します。（別途追加料金あり） 【保育標準時間認定を受けた方】 18時30分～19時30分 【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～8時30分及び16時30分～19時30分 |
| 休園日 | 年末年始（12月29日～1月4日） 国民の祝日に関する法律に規定する休日 その他園長が認めた日 |

6. 提供する保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（1）年間行事予定

| 月 | 行事内容 |
|--|---|
| 4月 | ★入園式 進級式 交通安全教室（3～5歳児） |
| 5月 | こどもの日の集会 春の遠足（3～5歳児） ★保育参観・クラス懇談 |
| 6月 | ▲地域交流（誕生会）★保育参観・クラス懇談 |
| 7月 | プール開き ▲地域交流（七夕祭り） ●お楽しみ会 ★個人懇談（全年齢児） |
| 8月 | 夏祭り |
| 9月 | 秋の遠足（全年齢児） 老人ホーム訪問（4.5歳児） |
| 10月 | 収穫体験（3～5歳児） ★運動会（2～5歳児） ▲地域交流（誕生会） ★保育参観・クラス懇談（0.1歳児） 消防訓練（全年齢児） |
| 11月 | ★作品展 |
| 12月 | ★●保育参観 ▲地域交流（クリスマス会） もちつき（全年齢児） ★個人懇談（5歳児） 老人ホーム訪問（4.5歳児） |
| 1月 | ★発表会（2～5歳児）※0・1歳児はビデオ撮影 ★個人懇談（0～4歳児） |
| 2月 | 節分（豆まき） ●社会見学 |
| 3月 | ひなまつり会 お別れ散歩（全年齢児） お別れ会 ★●卒園式 |
| （月例行事）発育測定 災害避難訓練 誕生会 （外部講師による指導） 4.5歳児…英語教室 3.4.5歳児…体操教室・ダンス 1.2歳児…リトミック *2歳児…5月～ 1歳児…10月～ ★は保護者参加 ▲未入園児・保護者参加 ●は年長児のみ参加 ※行事は変更することもありますので、毎月の園だよりをご覧ください | |

（2）デイリープログラム

| | 1号認定 | 2号認定（標準） | 2号認定（短時間） | 3号認定（標準） | 3号認定（短時間） |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|----------|-----------|
| 7:30 | 順次登園 | 順次登園 | | 順次登園 | |
| 8:30 | | | 順次登園登園 | | 順次登園 |
| | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 |
| 9:30 | 朝の体操 | 朝の体操 | 朝の体操 | おやつ | おやつ |
| 10:00 | 朝の会 | 朝の会 | 朝の会 | 朝の会 | 朝の会 |
| | 課題活動 | 課題活動 | 課題活動 | 戸外あそび | 戸外あそび |
| | 戸外あそび | 戸外あそび | 戸外あそび | コーナーあそび | コーナーあそび |
| | 外部講師による指導 | 外部講師による指導 | 外部講師による指導 | 製作あそび | 製作あそび |
| 11:15 | | | | 食事 | 食事 |
| 12:00 | 食事 | 食事 | 食事 | 午睡 | 午睡 |
| 13:00 | 課題活動 | 課題活動 | 課題活動 | | |
| | 遊びの時間 (4・5歳児) | 遊びの時間 (4・5歳児) | 遊びの時間 (4・5歳児) | | |
| | 午睡 (3歳児) | 午睡 (3歳児) | 午睡 (3歳児) | | |
| 14:00 | | | | | |
| 14:30 ~45 | | 目覚め(3歳児) | 目覚め(3歳児) | 目覚め | 目覚め |
| 15:10 | おやつ | おやつ | おやつ | おやつ | おやつ |
| 15:50 | 降園準備 | 降園準備 | 降園準備 | 終わりの会 | 終わりの会 |
| 16:00 | 終わりの会 | 終わりの会 | 終わりの会 | 遊びの時間 | 遊びの時間 |
| 16:15 | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 | | |
| 16:30 | 順次降園 | 順次降園 | 降園 | 順次降園 | 降園 |
| | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 | 遊びの時間 |
| 18:30~ 19:30 | | 延長保育 | | 延長保育 | |

(3) 食事の提供

- ・毎月、ランチメニューを発行し、献立や食事に関する情報を届けます。

| | |
|---------|---|
| 給食 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部業者に委託し衛生管理や食事環境にも十分留意しています。 ・こども園の給食は、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。 |
| 食育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。 |
| 離乳食 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で、アレルギーの出やすい食材を試していただき、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。(アレルギーの出にくい食材は家庭で試していなくても提供します) 保護者の方と連携しながら、お子さんに合わせた内容(食品の種類や形態)や量で、無理なく進めていきます。 |
| 食物アレルギー | <ul style="list-style-type: none"> ・医師が記載した「園における食物アレルギー疾患生活管理指導表」にもとづき、お子さんが安全にこども園生活を送れるように、保護者の方と連携しながら、完全除去の食事(代替食・除去食)を提供します。 ・除去していた食物の解除は、医師の診断のもと、原因食物を家庭において複数回食べて、症状が認められないことを確認してから提供します。(解除届の提出が必要) |

- ・毎月、食育の日を設定し、特色ある献立を実施します。
- ・当園は外部委託業者が独自の献立を作成し給食室にて調理しています

(4) その他

一時保育、延長保育、休日保育、子育て支援事業の実施

7. 保護者と当園の連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。月に1回園だよりを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。他にクラスだより等も発行します。

- ・園だより、ランチメニュー…毎月(当月1日にコドモンアプリで配信)
- ・クラスだより、保健だより…年6回(当月1日にコドモンアプリで配信)

・当園では、園と保護者様を結ぶ連絡ツールとして「Instagram」を活用しています。主に、園での様子を写真等で配信させて頂いています。

※お子さんの写真がネット上に掲載されることがあります。ご家庭の事情で承諾いただけない場合は、職員までお申し付けください。

8. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。
- (3) 保育料はゆうちょ銀行引落となります。
保育料の銀行引落日は当月 20 日となります。口座の残高のご確認をお願いいたします。
引落ができなかった場合は、再度 30 日に引落しさせていただきます。
(1 回の引落しに必要となる手数料 10 円は保護者様にて負担して頂きます。)
延長料金等に関しては、現金にて徴収します。

※保育料・利用者負担金等の支払いに関して、**料金滞納が2カ月以上となる場合は**、門真市役所と協議の上、**退園**の手続きを進めます。

9. 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 緊急時における対応方法

緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

11. 非常災害対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

12. 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

| | |
|---------|-----------|
| 苦情受付担当者 | 園長代理 藤本 唯 |
| 苦情受付責任者 | 園長 塩崎 翔 |
| 第三者委員 | 中村吉成 三宅佳代 |

13. 虐待防止の為の措置

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

14. 個人情報の保護について

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

15. 保健活動・健診など

| | |
|-------|---|
| 保健活動 | 発育測定(毎月)・年間午睡(0～3歳児まで) |
| 健診・検査 | 歯科健診…秋 内科健診…春・秋 検尿検査…秋 視力検査…秋(3～5歳児) |
| 安全指導 | 災害時対応訓練(地震・火災等)・消防訓練・不審者等対応訓練 |
| 災害共済 | 独立法人日本スポーツ振興センターに加入 |

16. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています

(1) 内科

| | |
|-----------|------------------------|
| 医療機関の名称 | はすい小児科 |
| 医院長名又は医師名 | 蓮井 正史 |
| 所在地 | 門真市向島町3番35号 ベアーズ2F 34A |
| 電話番号 | 06-6995-4789 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|--------------------|
| 医療機関の名称 | 河合歯科 |
| 医院長名又は医師名 | 河合 繁一 |
| 所在地 | 門真市新橋町8-31 新橋ストア2F |
| 電話番号 | 06-6906-0118 |

17. 保健衛生について

日々の園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気づきから、病気や怪我などの早期発見に努めています。

(1) 登園前にお子さんの健康状態（体温・機嫌・顔色・食欲など）をチェックしましょう。

(2) 予防接種について

- ・感染症の予防に効果的な方法です。
- ・入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けてください。
- ・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
- ・定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。

(3) くすりの取り扱いについて

「入園のしおり」に大切なことが記載してあります。確認してください。

(4) 独立行政法人スポーツ振興センターへの加入について

認定こども園の管理下において災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし診療報酬点数が500点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。認定こども園に入園される全てのお子さんが加入の対象となります。（加入費一部負担あり）

(5) 感染症と病気の対応について

かかりつけの医療機関を受診して頂くか、当こども園の看護師にお尋ねください。

(6) 病児保育について（新設補助 参考例）

当園で行っている体調不良型病児保育は、登園時は異常がなく保育中に体調が悪くなられたお子さんをお迎えに来られるまで経過観察するものです。朝から体調が悪い場合は、園ではお預かりはできません。市内で病児保育を実施している施設をお伝えすることはできますので、保護者の方がご連絡をしてください。

感染症などの情報は、事務所カウンターの掲示板等で随時お知らせいたします。